

令和 8 年 6 月 1 日からの診療報酬改定にともなう料金改定のお知らせ

当院では、厚生労働省の施設基準および診療報酬改定に基づき、以下の算定および対応を行っています。

- **電子的診療情報連携体制整備加算 3（初診：4 点 / 再診：2 点 月 1 回）**
医療 DX 推進体制の整備および、オンライン資格確認による診療情報の取得・活用体制について評価された加算を算定しております。
- **外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）（初診：23 点 / 再診：6 点）**
医療に従事する職員の賃金改善（ベースアップ）を図るため、本評価料を算定しております。
いただいた費用は全額、医療従事者の処遇改善に充当いたします。
- **物価対応料の新設にともなう上乗せ（初診・再診ともに一律 2 点）**
昨今の歴史的な物価高騰（光熱水費や医療消耗品等の高騰）に対応するため、国の改定に基づき、基本料金に一定の点数が上乗せされます。
- **明細書の無料交付**
個別の診療報酬の算定項目が分かる詳細な明細書を、患者様に無料で交付しております。

上記の改定にともない、窓口でお支払いいただく金額（自己負担額）が従来より数十円程度変更となります。

日本の医療体制の維持・質の向上のための改定となりますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。